

平成25年2月第273回定例会 議員提出議案及び審査結果

(2月22日提出)

発議第1号 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

(2月22日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、民主、青和、公健、無(相馬) / 反対：共産、無(古村)]

発議第2号 青森県議会委員会条例の一部を改正する条例案

(2月22日原案可決・満場一致)

(3月12日提出)

発議第3号 防衛体制の充実強化に関する意見書案

(3月12日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、民主、青和、公健 / 反対：共産、無(相馬)、無(古村)]

発議第4号 TPP交渉参加に反対する意見書案

(3月12日原案否決・賛成少数)

[賛成：共産、無(相馬)、無(古村) / 反対：自民、民主、青和、公健]

(3月22日提出)

発議第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書案

(3月22日原案可決・満場一致)

発議第6号 TPP協定交渉に関する意見書案

(3月22日原案可決・満場一致)

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党 民主＝民主党 青和＝青和会 公健＝公明・健政会

共産＝日本共産党

無(相馬)＝無所属・相馬鋁一議員 無(古村)＝無所属・古村一雄議員

---

## 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(発議第1号・原案可決)

青森県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条（見出しを含む。）、第三条（見出しを含む。）、第四条、第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第七条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第七条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする。

2 政務活動に要する経費は、別表のとおりとする。

第八条及び第九条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（透明性の確保）

第十二条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第十三条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条関係）

政務活動に要する経費

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

研修費	一 議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費 二 団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	一 議員が行う各種会議、住民相談会等の実施に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

#### 附 則

- この条例は、平成二十五年三月一日から施行し、改正後の青森県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される政務活動費から適用する。
- この条例の施行前に改正前の青森県政務調査費の交付に関する条例第五条の規定により交付決定された政務調査費については、なお従前の例による。



#### 提案理由

地方自治法の改正に伴い、政務調査費の名称及び交付目的を改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める等のため提案するものである。

## 青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

(発議第2号・原案可決)

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第五条第五項中「第三項の規定により」を「第四項の規定により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。



### 提案理由

地方自治法の改正に伴い、常任委員の所属数及び特別委員の在任期間を定めるため提案するものである。

## 防衛体制の充実強化に関する意見書

(発議第3号・原案可決)

戦後の日本は、日米同盟を基軸に、防衛協力に関しても互いに役割と責任を果たしながら、日米安全保障体制を維持してきた。

さらに近年、日米安保体制の役割は、わが国の防衛はもちろん、「アジア・太平洋地域」の安定維持を基礎とし、国においても、適切な防衛予算を確保するとともに、万全な防衛体制を構築しているところである。

そして本県は、本州の北端に位置し、東は太平洋、西は日本海に面し、北には日本海と太平洋を結ぶ国際海峡である津軽海峡を有しており、全国で唯一、陸・海・空の各自衛隊が全て配置されていることに加え、アメリカ空軍第35戦闘航空団が駐留しているなど、国家の最優先事項である国土防衛上、極めて重要な地域にある。

しかしながら、「アジア・太平洋地域」においては、北朝鮮による「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射や、3回目となる核実験の強行など、引き続き予断を許さない状況にあり、特に日本海沿岸地域では、まさに国民の平和と安全に対する脅威と言わざるを得ない。

このため、空自三沢基地の車力分屯基地には、日米協力のもと、ミサイル防衛システムの一翼を担うXバンドレーダーが設置されているほか、弘前駐屯地には、津軽地域の防衛を担う第39普通科連隊が配置されているが、アジア周辺地域の平和と安定のためには、日本海側を含めた防衛体制を強化することが、喫緊の最重要課題となっている。

よって、国においては、日本海側を含めた防衛体制について、北の守りの要所である本県において、一層の拡充・強化を図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月12日

青 森 県 議 会

## ＴＰＰ交渉参加に反対する意見書

(発議第４号・原案否決)

安倍首相は、２月２３日の日米首脳会談において、ＴＰＰ交渉参加に大きく踏み出す意向を示した。

「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」としているが、日米の共同声明では、「全ての物品が交渉の対象とされる」とし、すでにＴＰＰ交渉参加国で合意されているＴＰＰの輪郭（アウトライン）では、「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」として関税と非関税障壁の撤廃が原則であることを明記している。

ＪＡ全中の萬歳会長は声明を出し、「ＴＰＰに参加した場合の分野ごとのメリット、デメリットに関する政府統一試算もなく、６項目にわたる政権公約がきちんと満たされたと確認できず、このまま政府が拙速に交渉参加を判断すれば、国益を毀損することにつながる。」と強調している。

また、全国知事会が、昨年１１月１６日に出した「ＴＰＰ協定交渉に関する緊急要請」にも背を向けることになる。

国民への公約を投げ捨て、農業や医療、食の安全をはじめ、広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃となるＴＰＰを推進することは絶対に許されない。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２５年３月１２日

青 森 県 議 会

## ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の 診断・治療の推進を求める意見書

(発議第5号・原案可決)

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは、「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から早期の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、早期に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設の設置に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月22日

## ＴＰＰ協定交渉に関する意見書

(発議第6号・原案可決)

安倍晋三総理は、2月23日の日米首脳会談において、ＴＰＰ交渉参加に大きく踏み出す意向を示した。

「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」としているが、日米の共同声明では「全ての物品が交渉の対象とされる」とし、すでにＴＰＰ交渉参加国で合意されているＴＰＰの輪郭(アウトライン)では、「関税並びに物品・サービスの貿易及びその他の障壁を撤廃する」として、関税と非関税障壁の撤廃が原則であることが明記されている。

仮にわが国が交渉に参加した場合、上記の原則に例外を設け、わが国の国益が守られるのか、大きな懸念は依然としてぬぐわれていない。

また、本県においては基幹産業である農林水産業に与える影響が計り知れない状況から、青森県議会では交渉参加に反対の立場から四度にわたり交渉参加を行わないよう求める意見書を提出している。

このようなことから、農業や医療、食の安全をはじめ広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃を与えることが想定されるものの、どのような品目が関税撤廃の例外品目となるのか、また、どの分野にどのような影響があるかなど、国民に対する情報提供がほとんど行われておらず、国民的議論が尽くされていない。

よって、ＴＰＰ協定交渉について拙速な判断を行わないなど慎重な対応及び下記の守るべき国益を断固として守るよう強く求める。

### 記

- 1 農林水産品における関税については、コメ、麦、牛肉、乳製品等の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。
- 2 国民皆保険を守り、公的な医療給付範囲を維持すること。医療機関経営への営利企業参入、混合診療の全面解禁を許さないこと。公的薬価算定の仕組みを改悪しないこと。
- 3 協定交渉する際には、「守り抜くべき国益」をどのように交渉の中で勝ちとるのか明確に国民に説明すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月22日

青 森 県 議 会